

議案第 25 号

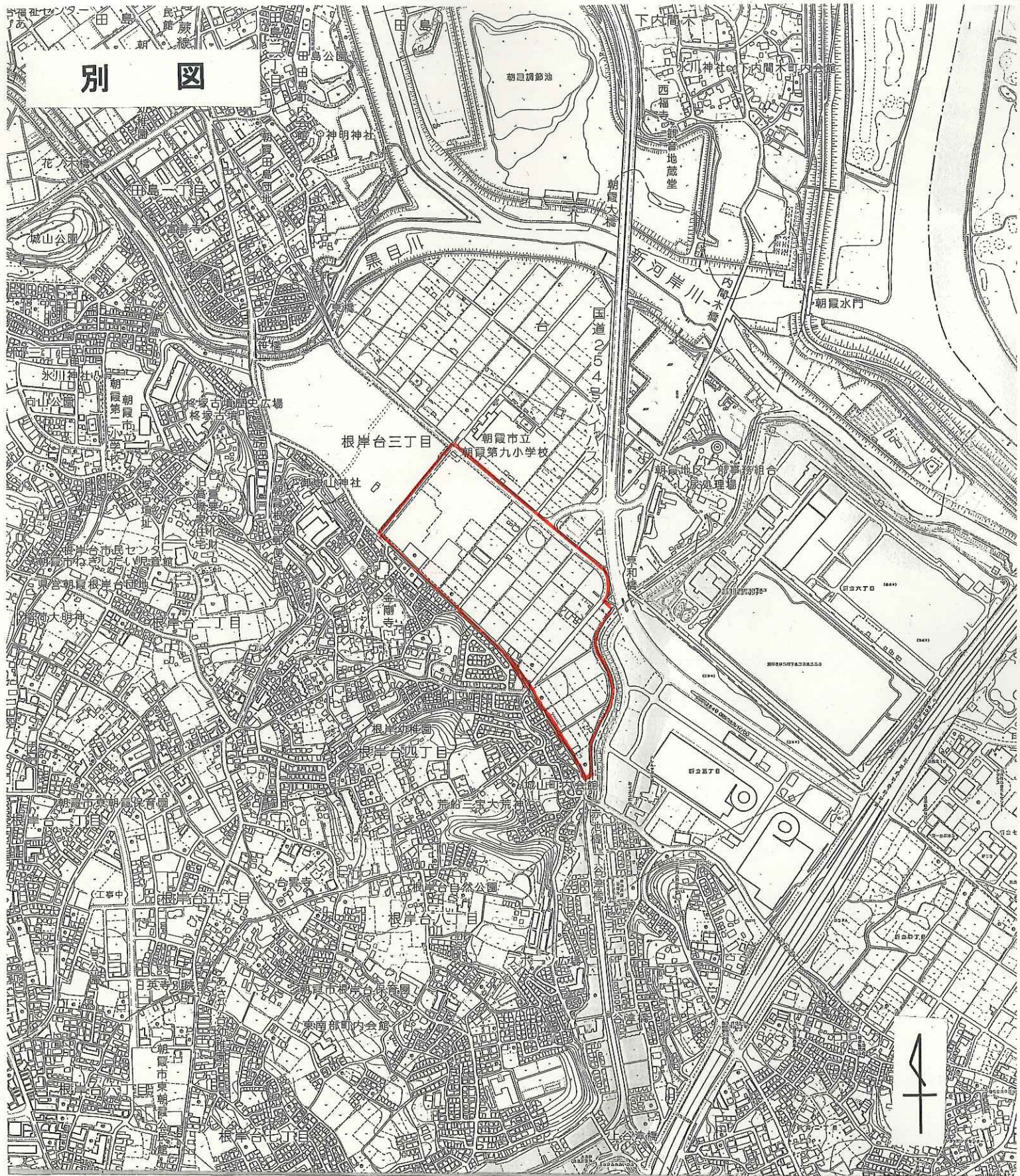
住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による本市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、本市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

別 図



縮尺 1 : 10,000